



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	香港で働くインドネシア人女性家事労働者：渡航ネットワークからの考察
Author(s)	横本, 真千子
Citation	経済學研究, 64(2), 27-43
Issue Date	2014-12-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57551
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES64(2)_27.pdf



香港で働くインドネシア人女性家事労働者

——渡航ネットワークからの考察——

横 本 真千子

はじめに

家事労働者には、住み込みと通いがある。住み込みの家事労働者は、就業先によって海外出稼ぎ家事労働者と国内の出稼ぎ家事労働者に分かれる。筆者は、インドネシアの大都市で働く住み込みの女性家事使用人について調査研究をおこなってきた。国内の家事使用人は労働法の適用対象外であり、賃金および一切の就業条件を雇用主の裁量に委ねるほかなく、低賃金かつ長時間の労働を強いられている。この研究を通して、農村出身女性が家事使用人として大都市で働くにいたる入職ルートを検討し、同郷出身の仲介業者と募集人の役割を明らかにした。また、調査から、家事使用人は、若く学歴の低い農村出身者であり、就業機会および就業に関する情報が乏しい農村では同郷出身の仲介業者と募集人がつくる入職ルートに依存せざるを得ない状況にあることがわかった。また、家事労働者が労働法の適用を受けている国での海外出稼ぎ経験者の増加が、国内の家事使用人の労働意識に変化をもたらす可能性を示唆した（横本〔2013〕）。

女性の労働力化が進んだ地域では、これまでのように家事・育児・介護といった家庭内の不払い労働を主婦に依存することが困難となったため、「家事・介護労働の国際商品化」（安里〔2006〕）によって海外から家事労働者を調達する動きが高まった。こうした動きに合わせて、インドネシアは、1970年代末に自国の失業率問題の打開策として海外に労働力を送り出す政

策をとった。しかしながら、アジア地域の国際労働力移動は、地域内の未熟練労働者の需要と供給の関係、あるいは賃金格差にもとづく低賃金国から高賃金国への移動といった事象だけでは捉えきれない複雑な要素を含んでいる（Massey et al. (eds.) [1998]）。

アジア地域の労働力移動は近年に始まったわけではない。国家が政策として労働者の送り出しあるいは受け入れをおこなう前から民間の渡航ネットワークを介して移動が行われてきた。

小論は、香港で働くインドネシア人女性家事労働者を事例として、国際労働力移動の渡航ネットワークに内在する問題点を明らかにする。はじめに既刊の資料により渡航ネットワークの形成と制度化の経緯を論述する。次に、募集人に着目して渡航ネットワークにおける労働者調達システムの問題点を明らかにした上で、筆者が香港でおこなったインタビュー調査にもとづいて、こうした制度が出稼ぎ労働者にどのような影響を与え、そして出稼ぎ労働者がどう対応しているかを分析する。最後に、海外就労をおこなうことによって、インドネシア人女性家事労働者がどう既存の制度に働きかけるのかについて検討を加えたい。

I インドネシアの海外出稼ぎ女性家事労働者

本節では、インドネシア人海外出稼ぎ労働者の歴史を概観し、海外への渡航ネットワークがどのように形成され、その渡航ネットワークが1980年代に本格化した政府の出稼ぎ政策に

よってどう変化したかを考察する。さらに、統計資料から現在の海外出稼ぎ労働者の職種と渡航国の変遷について検討する。

1. 海外出稼ぎ労働者の歴史

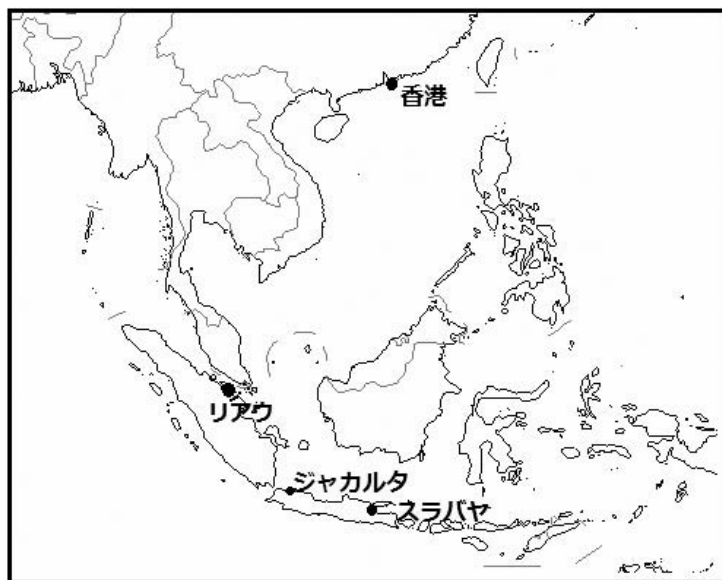
インドネシア人海外出稼ぎ労働者の歴史は長い。特に、国間の距離が近く民族と言語において共通の起源をもつマレーシアへの渡航は、ヨーロッパの植民地支配によって東南アジア諸国がほぼ現行の国家領域に線引きされる以前からおこなわれていた。同様の事情から、シンガポールへのインドネシア人の渡航も長い歴史をもつ（宮本[2000]）。以下では、Spaan[1994]を参考にしてインドネシア人出稼ぎ労働者の渡航ルートの形成過程を見る。

オランダ統治下のインドネシア人は植民地政府によって海外渡航を厳しく制限されたため、聖地巡礼の目的あるいは聖地巡礼を装うことで海外渡航を果たした。オランダ植民地政府の制限下においては、アラブ系とヨーロッパ系の幹旋会社がインドネシア人の海外渡航を促した。インドネシア人渡航者は、おもにマレーシアの

プランテーション農園での労働に従事した。

独立後のインドネシア政府もまた自国民のマレーシア渡航に関する制度の整備に消極的であった。そのため、インドネシアとマレーシア双方でインドネシア人労働力調達およびマレーシア渡航を請け負うシンジケートが暗躍した。幹旋業者が二か国にまたがる海外渡航ネットワークを形成し、出稼ぎ労働者の調達および選定、渡航書類の作成および移住労働者をインドネシアの出身農村からマレーシアの雇用主のもとに送り届けるまでの旅程の一切を手配した。

東ジャワのある村では、地元で長年に渡って村役として活動し複数回のメッカ巡礼をおこなった有力者が、村内外の人脈を活用して出稼ぎ希望者の募集をおこなうチャロ（Calo）となり渡航ネットワークの一端を担った（図2参照）。実際の出稼ぎ希望者の勧誘は、チャロ本人がおこなう場合もあるが多くは出稼ぎ経験者の知人・友人を介しておこなわれた。彼らは都市の仲介人から得た出稼ぎに関する情報や自身の出稼ぎ経験を海外出稼ぎ希望者に伝え、希望者との間で職種や渡航先などの条件が合えば出



（出所）筆者作成。

図1 インドネシア-香港略図

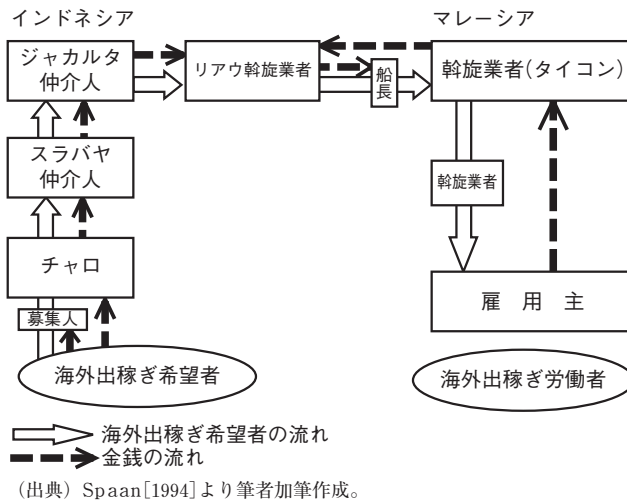


図2 インフォーマルな海外渡航ネットワーク

稼ぎのルートを手配する。出稼ぎ希望者は、渡航費一切と謝礼をチャロに支払う。図2で示されているように、出稼ぎ希望者は、農村のチャロからスラバヤの仲介人へと渡航費とともに引き渡され、次いでジャカルタの仲介人を経て出航地であるリアウの幹旋業者へと引き渡される。リアウの幹旋業者は、マラッカ海峡を往来する船に出稼ぎ希望者を乗せマレーシアへと送り出す。出稼ぎ者の出航が地元警察や港湾保安職員に知れた際には、相応の金銭の支払いがおこなわれる。マレーシアに入航した出稼ぎ希望者は、いったんタイコン（Taikong）と呼ばれるマレーシアの幹旋業者に引き取られ、そこから雇用主あるいは他の幹旋業者へと引き渡される。幹旋業者は、出稼ぎ労働者と雇用主の両方から幹旋手数料を徴収する。雇用主は、出稼ぎ労働者の賃金から支払手数料の回収をはかり、出稼ぎ労働者が海外出稼ぎにまつわる出航費用などを金貸しからの借金によってまかなった場合には、出稼ぎ期間を通じて借金の返済に追われることとなる。このようなインフォーマルな海外渡航ネットワークによってマレーシアに出稼ぎに出た労働者の大半は、プランテーション農園や建設現場で働く男性であった。海外出稼ぎ労働者のなかで、女性は、男性労働者同行

した配偶者か家事労働者あるいは売春婦に限られていた。インフォーマルな海外渡航ネットワークは、詐欺被害に陥る出稼ぎ希望者や重債務労働者を生み出す仕組みを内包するものの、渡航手続きの簡便性と渡航待機期間の短さ、そしてチャロを農村における海外就業の窓口とする海外渡航ネットワークが東ジャワ農村に根付いたため、インドネシア政府とマレーシア政府が不法入国者の取り締まりを強化したあとも存続することとなった。

インフォーマルな海外渡航ネットワークは、農村での情報の少なさが出稼ぎ希望者の調達においてチャロに活動の余地を与え、募集にあたって下請け募集人を活用することで利益享受者を増やした。そして、チャロは渡航費用を調達できない出稼ぎ希望者にたいして金銭を貸し付け、出稼ぎの就労期間を通して貸し付けた金銭を回収した。そのため、出稼ぎ労働者は、たとえ不利な条件下にあっても容易に就労を中断することができない状況にあったのである。

2. 海外出稼ぎ労働者送り出し政策

インドネシア人の長い海外出稼ぎの歴史の中で、政府が政策として海外出稼ぎ労働者（TKI, Tenaga Kerja Indonesia）の送り出し

に乗り出したのは1979年からのことである。スハルト政権は、第3次国家開発計画(REPELITA III: 1979/80~1983/84)において、都市および農村で深刻化する高い失業率の打開策として労働者の海外出稼ぎを推進した。労働移住省が労働者海外派遣の統括にあたったものの、規制や監督・指導を含めた送り出しの制度作りは進まず、1982年になってやっと監督機関を設置するに至った。労働者海外派遣に関する法令整備はさらに遅れ、まず2002年に労働移住省大臣命令(KepMenakertrans No.104-A/MEN/2002)が出され、2004年によりやく海外出稼ぎ労働者の派遣と保護に関する法律である第39号法(Undang-undang No.39 tahun 2004)が公布された。ただし、同法は、海外出稼ぎ労働者の保護を謳っている法律でありながら内容は労働者の調達と派遣に関する手続きに終始しており、実質的な労働者保護規定の不備をNGO団体などから厳しく批判されている(AMC[2005])。

図3で示したように、政府の海外送り出し制度において海外出稼ぎ労働者の送り出しを担うのは、海外出稼ぎ仲介企業(PPTKIS, Pelaksana Penempatan Tenaga Kerja Indonesia Swasta)であり、事業の開設および営業に関して海外労働者派遣・保護庁(BNP2TKI)の監督および認可を受ける。仲介企業は、都市に事務所を構え、2010年でその数は569、ジャカルタ特別州にもっとも多く全体のおよそ6割が集中し、東ジャワ州と西ジャワ州がこれに続く¹⁾。都市の仲介企業は、受け入れ国の仲介業者から労働者派遣の依頼を受け、農村の募集人に出稼ぎ希望者の調達を委託する。ところが2002年の労働移住省大臣命令および2004年の海外出稼ぎ労働者の派遣・保護法は、農村での出稼

ぎ希望者の募集にあたって募集人を排除した。政府は、高額な渡航費用の要因を募集人による出稼ぎ希望者からの謝礼徴収にあるとしてこれを排除し、一方で渡航前訓練の制度化によって、高額化を正当化した。同法によって、海外出稼ぎ希望者は、最初に地方の労働移住局に登録し、それから仲介企業あるいは労働移住局の紹介によって海外の就労先を斡旋されることとなった。

しかしながら筆者の聞き取りによると、政府が送り出し機関の制度化に乗り出して以降も実際に農村で海外出稼ぎ希望者の募集にあたっていているのは、前述のインフォーマルな海外渡航ネットワークと同様に農村に居住する募集人である(図3参照)。都市に立地する仲介企業が農村在住の出稼ぎ希望者を募集することは困難であるし、海外出稼ぎ希望者もまた募集人なしで出稼ぎに関する情報を得ることは難しい。そのため仲介企業と出稼ぎ希望者とのパイプ役としての募集人の存在が不可欠となる。さらに、海外出稼ぎに要する書類を揃えるにあたっても募集人の助力を必要とすることが多く、正式な手続きでの旅券申請には出身村の長からの身分証明といった手続き上の煩雑さとともに手続きに長い期間を要することから2004年以降も従来の募集慣行が維持されている。

募集人に海外出稼ぎの経験者が多い点も前述のインフォーマルな海外渡航ネットワークと共通している。ただし、海外出稼ぎ家事労働者は、ほぼ全員が女性であるため、募集人も女性が多い。募集人は、自宅近辺の村を回って海外で家事労働者として働く見込みのある女性をスカウトし、都市の仲介企業へ帯同する。募集人は、農村での女性家事労働者の募集の見返りとして仲介企業から募集委託料を受け取る。Anggraeni[2006]は、募集人が出稼ぎ希望者たちからも謝礼として金銭を受け取る例を紹介しているが、筆者の調査では必ずしもそうではなかった²⁾。

1) Rekapitulasi daftar nama Pelaksana Penempatan Tenaga Kerja Indonesia Swasta (PPTKIS) tahun 2010。ただし、この数は本部だけであり、本部よりも設立に関する制約が少ない地方支部の数は含まれていない。

2) Anggraeni[2006]pp.193-194 参照。筆者の調査に関しては後述参照。

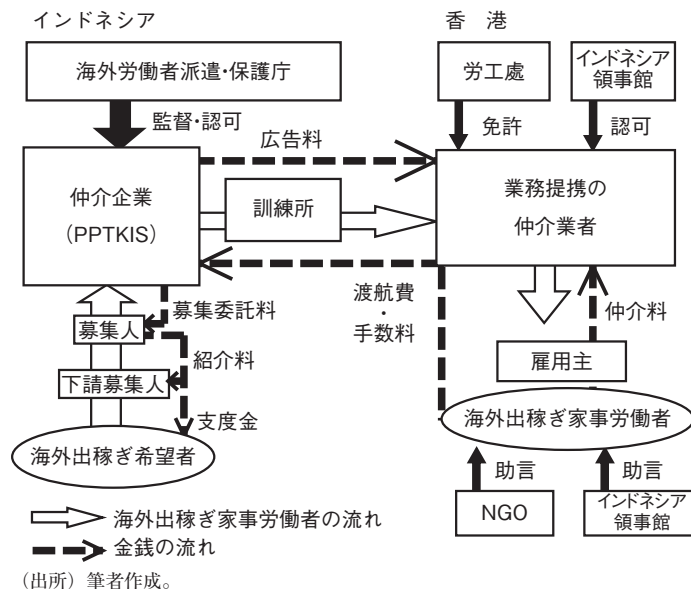


図3 海外出稼ぎ労働者派遣保護法制定後の渡航ネットワーク

海外出稼ぎを希望する女性は、都市の仲介企業で簡単な試験と面接を受け、実際に海外に派遣される時まで仲介企業付属のまたは提携の訓練所で過ごす。その間に、仲介企業は受け入れ国の仲介業者との間で派遣者の調整などをおこなう。雇用主が決定すると、渡航に向けてパスポートやビザの申請・取得の手続きをおこなう。女性たちは、渡航先および雇用主が決まるまでのおよそ3ヵ月から8ヵ月の間、訓練所で渡航先の言語の習得や家事労働一般の実技訓練をおこなう。女性は、訓練所での講習代金や生活費および航空券代金や渡航手続き代行費などの諸経費すべてを仲介企業にたいしての借金として背負い、渡航後に給料から返済する。

3. インドネシア人出稼ぎ労働者の渡航国の変遷

インドネシアの海外出稼ぎ労働者は、政府が海外出稼ぎの送り出しに本格的に乗り出した1979年から現在まで一貫して女性数が男性数を上回っている。

インドネシア海外労働者派遣・保護庁の渡航国別海外出稼ぎ労働者数の統計によると、男女

合計のインドネシア人海外出稼ぎ労働者の渡航先での最も多い職種は、2008年から2011年まで家事労働者 (House Maid) である³⁾。2009年から2011年にかけては、家事労働者に次いで女性工場労働者と老人介護者 (Caretaker) が多く、職種からもインドネシア人海外出稼ぎ労働者の女性の比率の高さが確認できる⁴⁾。女性に限定して2006年から2011年までの渡航者数と渡航国別順位を見ると、この6年間の渡航先上位11か国の顔ぶれは同じであり、サウジアラビアへの労働者数が圧倒的に多い。しかし、同国への女性出稼ぎ労働者数は、2006年のおよそ26万人をピークに減少し、2011年におよそ11万人になった。隣国マレーシアは2006年に11万6,000人のインドネシア女性が渡航し渡航者数2位であったが、その後減少し続け、2011年にはおよそ3万8,000人となり5位に落ちた。これら二か国の減少は、両国にお

3) BNP 2 TKI [2012]参照。

4) 老人介護者 (Caretaker) は、台湾に渡航する労働者向けに設けられた資格である。詳しくは、奥島[2008]参照。

けるインドネシア人女性家事労働者への処遇に関して不満を募らせた国民世論に後押しされるかたちで、政府が2009年マレーシアへの、2011年中東諸国への渡航制限措置をおこなったことによる。

インドネシア人女性の出稼ぎ労働者数が増加しているのは、台湾と香港である。台湾への出稼ぎ女性労働者数は、2006年のおよそ4万2,000人から2011年には6万3,000人へ、香港は2006年のおよそ1万9,000人から2011年には4万9,000人へと増加した。渡航国別順位では、台湾は3位から2位へ、香港は7位から3位となり、これらアジアNIEs二か国がインドネシア人出稼ぎ労働者にとって重要な出稼ぎ国となった。インドネシア人女性が台湾と香港を指向する理由として、両国の家事労働者賃金の高さを挙げることができる。2011年の台湾の賃金は15,840台湾ドル（およそ514万8,000ルピア）、香港の最低賃金は3,740香港ドル（およそ411万4,000ルピア）で、同年のシンガポールの賃金380シンガポールドル（およそ285万ルピア）を大きく上回る。また、両国は休日の取得などの労働条件についてもその他の国と比べて良いとされている。ただし、香港は外国人家事労働者に労働法を適用しているが、台湾は適用していない⁵⁾。

II 香港の外国人女性家事労働者

本節では、外国人家事労働者を労働法の保護対象としている香港での受け入れの歴史を概観し、インドネシア人女性労働者が外国人家事労働者のなかで最大多数を占めるにいたった経緯を検討する。そして、香港の政策が外国人家事

労働者にもたらす影響を考察する。

1. 外国人家事労働者の歴史

香港の外国人家事労働者の歴史について、以下Constable[2007]の論述を参考にする⁶⁾。

1842年に香港がイギリスへ割譲されてイギリスの植民地支配がはじまった頃は、男性メイドが主流だった。1900年代に入って香港の公衆衛生が向上すると、徐々に香港への女性移民が増加し、また同時期に勃興した軽工業が男性労働力を吸収したため、家事労働を女性が担うようになった。当初の家事労働の担い手は、妹仔（ムイツァイ）と呼ばれる少女奴隷であった。反奴隷制を掲げるイギリスを宗主国とする香港では妹仔が禁じられていたが、妹仔の売買および家事労働の負担の慣行は戦後まで続いた。1940年代になると妹仔が姿を消し、代わりに広東地域出身の未婚女性が香港で家事労働に従事するようになり阿媽（アマ）として知られる存在になった。

1950年代から60年代にかけて香港は輸出向け軽工業のブームを迎え、工場での人手不足を女性労働力で補った。これまで家事労働といったインフォーマル部門に就労していた女性が工場労働などのフォーマル部門に従事することとなり、1961年には香港のフォーマル部門の女性労働力化率は40%となった。

香港における女性の労働力化率の上昇と同時期に進行した核家族化は、家庭内での家事・育児労働を担う女性家事労働者の需要を増やした。しかしながら、これまで阿媽として働いていた女性の就労先が、低賃金で長時間労働の家事労働から工場労働へとシフトしたために、阿媽の高齢化と担い手不足が深刻となった。

1973年に香港は、外国人家事労働者に門戸を開いた。最初、西洋人宅にのみ外国人家事労働者の雇用が認められたが、次第に中国人家庭

5) 台湾は外国人家事労働者を対象とする「家事労働者保障法」の立法化をすすめている。台湾トゥデイ (<http://taiwantoday.tw/ct.asp?xItem=215166&CtNode=1994>, 2014年3月10日) 参照。

6) Constable[2007]pp.22-30, pp.34-40を参照。

においても外国人家事労働者の雇用が広まった。1990年代後半の不況時に中国人女性の家事労働者数がやや増加したものの、彼女たちはパートタイムの通いの家事労働であったため、住み込みのフルタイムで働く家事労働者は外国人女性によって担われた。

2. 外国人家事労働者受け入れ政策

香港は外国人家事労働者にたいしても労働法にあたる雇用条例を適用し、最低賃金、労働時間および休日に関する法令の順守と違反した場合の罰則規定を定めている。そのため、香港で働く外国人家事労働者は、1週間に1日の休日と公定休日の取得が認められている。

また、外国人家事労働者と雇用主との間で交わされる雇用契約書によって、雇用主は家事労働者への食事と居住スペースの提供、休日労働への手当の支給、契約終了時の帰国運賃の負担などを義務付けられている。雇用契約書には、香港政府が定める外国人家事労働者対象の最低賃金以上の支払いが明記され、通常、契約期間の終了まで同一の賃金額が維持される。最低賃金は1987年に1ヵ月2,900香港ドルと設定され、1998年に3,860香港ドルに達するまで右肩上がりて上昇した。しかし、景気後退を受けて、1999年に月額5%の、2003年に月額11%の切り下げが断行された。その後はおよそ2年毎に最低賃金の切り上げがおこなわれたが、1998年の水準まで回復したのは2012年の9月以降に雇用契約を結ぶ外国人家事労働者からである。雇用主には、2年契約あたり9,600香港ドルの税金が課せられる。

外国人家事労働者は、最低賃金以下での就労や雇用契約書に違反する就労を強いられた場合、香港の裁判所に訴えることができ、8,000香港ドル以下の裁判については少額請求裁判委員会に、それ以上の場合は労働裁判所に訴える。

一方で、外国人家事労働者は、その他の職種

1987年に発表された新香港居住条件は、外国人家事労働者に家事労働以外の職業への転職や香港永久居住の申請および家族の帯同などを禁じ、雇用主を変えることにも多くの制約を加えた⁷⁾。二週間ルールと呼ばれる雇用契約終了後2週間以内か就業ビザの期限日のいずれか早い日付で香港から出国しなければならないとする規定は、外国人家事労働者のジョブホッピングを制限する目的で作られた。そして、外国人家事労働者は雇用主宅に居住しなければならないとする規定は、家事労働者の就労および生活を外部から閉ざされたものにし、長時間労働や雇用主からの虐待を見えにくくする。

二週間ルールは、外国人家事労働者にとって大きな制約となっている。二週間ルール導入の目的は、外国人家事労働者の頻繁な転職による賃金の高騰を抑えることだと言われている。外国人家事労働者は、雇用主が海外への転居または死亡した場合、あるいは経済状況の悪化によって家事労働者へ賃金を支払えなくなった場合を除いて、2年間の契約期間内に雇用主を変えることはできない。そのため、引き続き香港での就労を希望する労働者は、契約終了から2週間以内に新規に雇用主との間に雇用契約を結ばなければ香港から出国せざるを得ない。既述のように、雇用主から不当な扱いを受けた外国人家事労働者には訴訟が認められているが、訴訟期間の生活の不安や滞在ビザの延長に伴う煩雑な諸手続きなどのため、なかなか踏み切れない状況にある⁸⁾。

家事労働者を必要とする雇用主は、仲介事務所において国籍、年齢、経験および顔写真が記されたリストの中から雇い入りたい者を選抜する。雇用主が雇い入りたい女性を決めると、送り出し国のインドネシアの仲介企業は家事労働者の派遣に関する手続きを開始する。

香港の仲介事務所がインドネシア領事館から

7) Hong Kong's New Conditions of Stay (NCS) 参照。

8) AMC[2005]pp. 52-54 参照。

表1 香港の国籍別・性別外国人家事労働者数の推移^(注)

(人数)

国籍	2006 年		2007 年		2008 年		2009 年		2010 年		2011 年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
フィリピン	2,842	117,946	3,049	120,496	3,223	122,720	3,362	126,513	3,552	133,761	3,787	140,766
インドネシア	62	104,067	76	114,335	96	123,245	113	130,335	130	140,811	140	148,013
タイ	36	4,256	35	4,037	33	3,787	37	3,821	44	3,651	40	3,283
その他	707	2,865	729	2,774	748	2,745	741	2,856	727	3,005	751	3,181
合計	3,647	229,134	3,889	241,642	4,100	252,497	4,253	263,525	4,453	281,228	4,718	295,243

(注) 各年の数字は当該年有効の家事労働者就労ビザを有するものの合計。

(出所) 香港入国管理局。

営業の認可を受けるためには、家事労働者が宿泊できる施設を備えなければならない。それは、仲介事務所が、家事労働者が香港に到着してから雇用主のもとに行くまでのあいだの宿泊施設および雇用主との間にトラブルを抱えた女性家事労働者のシェルターとして機能するためである。また、仲介事務所は、雇用主と家事労働者との間にトラブルが起こったときに仲裁役として機能することも期待されている。

3. 外国人家事労働者の出身国の変遷

1973年に香港が外国人家事労働者の受け入れを開始したとき、主な雇用主は西洋人であったため、英語を話せるフィリピン人家事労働者が歓迎された。中国人家庭においても、阿媽不足から英語を話す家庭においてフィリピン人家事労働者の雇入れが広まった。しかしながら、フィリピン人女性の増加とともに、彼女たちの行動は香港社会との間に軋轢を生みだした。フィリピン人女性は、議論好きで、自己主張が激しく、要求が多いといった風評が流れた。特に、日曜日に大勢のフィリピン人家事労働者が皇后像広場に集まる様子にたいして反感を抱くものが多かった。1990年代後半の不況と失業者の増加にたいする市民の不満が、外国人家事労働者へと向かったと考えられる (Constable[2007])。

1980年代にはタイ人女性が、香港の家事労働に従事するようになった。香港では、タイ料理が人気であったために、タイ人女性家事労働

者の増加が期待された。しかしながら、タイ人女性は英語も広東語もあまり流暢ではないためそれほど数が増加せず、1994年に数においてインドネシア人家事労働者に逆転された (Constable[2007])。

香港の統計によると、2008年に出身国別海外出稼ぎ労働者数においてインドネシア人女性家事労働者がこれまで最大多数であったフィリピン人女性家事労働者数を追い抜いて最大となった (表1)。それ以降もインドネシア人女性家事労働者は増加し続け、2011年にはおよそ14万8,000人に達した。

香港におけるインドネシア人家事労働者数増加の要因として、次の四点を挙げることができる。第一に、香港の女性労働力率の上昇と高齢化の進行が、住み込みの家事労働者の需要の増大をもたらしたことである。2001年の時点で、香港の全世帯のうち1割が住み込みの外国人家事労働者を雇っていると推定された⁹⁾。

第二に、前述の雇用主および香港住民のフィリピン人女性家事労働者に対する不満が、家事労働者としては後発のインドネシア人家事労働者の雇用の拡大につながったと推察される¹⁰⁾。

9) Mok[2008]p.104 参照。

10) Constable[2007]によると、フィリピン人家事労働者の学歴は概ね高く、学位取得者あるいは大学中退者など時には雇用主を上回る学歴を有する者も家事労働者として就労している。そのことが雇用主からフィリピン人家事労働者は扱いにくいという反感をまねく一因となった。

第三に、前述のタイ人女性家事労働者が言語の問題で香港での就労者数を増加させることができなかったのとは異なり、渡航前に訓練所において広東語会話の勉強をおこなうインドネシア人女性家事労働者は、広東語での就業が可能であり、そのことも香港での就業者数の増加に寄与した。

第四に、このようなインドネシア人女性家事労働者の資質もさることながら、香港の仲介業者がインドネシア人労働者の雇い入れを促すために、インドネシア人女性は素直かつ従順でどんな仕事でも嫌がらずにこなすという宣伝(AMC[2005])をおこなったことが、香港における雇用の拡大につながったと考えられる。

Constable[2007]は、英語の堪能なフィリピン人が英語教育を兼ねて育児労働に、渡航前に広東語の訓練を受けたインドネシア人がおもに広東語しか話せない老人の介護労働に従事するといった香港の外国人家事労働市場の分化を指摘する¹¹⁾。

Ⅲ 香港で働くインドネシア人女性家事労働者

本節では、既刊の資料から海外出稼ぎの募集と渡航ネットワークの現状と香港での就労状況を揭示する。そして、筆者が香港で女性家事労働者におこなったインタビューの回答から、募集人による労働者調達システムの問題点を明らかにし、こうした制度が女性家事労働者にどのような影響を与え、家事労働者がどう対応しているかを検討する。

1. Asian Migrant Center の調査から

アジア移住者センター (Asian Migrant Center, 以下 AMC) は、移住労働者を支援する NGO 団体であり 1989 年に設立された。同団体は、移住労働者の労働環境の改善と自立を目指し、移住労働者の実態調査にもとづいて香港政

府に様々な政策の提言をおこなっている。AMC は、2000 年、2004 年そして 2006 年に香港で働くインドネシア人女性家事労働者を対象にインタビュー形式による実態調査を実施した¹²⁾。本項では、2004 年と 2006 年の調査を参考にしてインドネシア人女性家事労働者の香港での就労環境について検討する。

(1) 女性家事労働者の概要

AMC は、2004 年 6 月～12 月にかけて、香港で働く 1,017 人のインドネシア人女性家事労働者を対象にインタビュー調査を実施した。インタビュー回答者の年齢は、18 歳～52 歳で、平均年齢は 26 歳であった。回答者の出身地は、ジャワ島が全体の 9 割以上を占め、なかでも東ジャワ州が 6 割にのぼる。農業労働者世帯を含む農家世帯が大半を占める。回答者の半数以上は未婚であり、結婚経験者であっても多くは子どもがいないか一人のみであった。回答者の学歴は、およそ 5 割が中学校卒業、3 割が高校卒業、1 人のみが大学卒業であった。海外出稼ぎ労働の経験については、およそ半数の回答者が香港での就労以前に海外で就労経験を持ち、経験者の多い順にマレーシア、シンガポール、台湾、中東であった。回答者の香港の就労期間は、就労をスタートさせたばかりのものから就労期間が 13 年のものまで様々で、平均は 2 年 6 ヶ月であった。

(2) 募集のシステム

AMC は、香港での調査と並行して同年にインドネシアにおいて出稼ぎ希望者、出稼ぎ経験者および出稼ぎ労働者の家族などを対象として 180 人にインタビュー調査をおこなった¹³⁾。こ

12) 各調査の内容は、AMC[2001]、[2005]、[2007]を参照。

13) インドネシアでの調査のインタビュー対象者の内訳は以下の通り。出稼ぎ希望者 29 人、出稼ぎ経験者 69 人、出稼ぎ労働者の家族 51 人、海外出稼ぎ労働者を支援する NGO 職員 4 人、その他は仲介企業、地方労働局および海外出稼ぎに関連する役所の職員などである。

11) Constable[2007]pp.81-82 を参照。

の調査で出稼ぎの情報源を問うたところ、およそ6割が募集人、3割が友人からもたらされたと答え、行政機関から直接情報を受けたものは1割程度であった。これを反映して、9割が、海外出稼ぎの仲介企業を訪れるに際して募集人を介しており、募集人を介さずに直接仲介企業を訪れたものはわずか1割であった。

(3) 出発前訓練

仲介企業において海外出稼ぎの登録を済ませた出稼ぎ希望者は、出発までの期間訓練所で海外就労のための研修をおこなう。訓練所では、おもに渡航先の習慣に合わせた家事実習および渡航国の言語の教習をうける。出発前訓練は、高額の渡航関連費用を正当化するため1996年に制度化された。

インタビュー調査によれば、香港で働く女性家事労働者はおおよそ4~5ヵ月間訓練所で生活する。その間の食費等は訓練費に追加され、渡航後の賃金から返済される。女性たちの中には、訓練の一環として近隣の家庭で家事労働者として働くよう指示されたものもいた。また、訓練期間中は、帰省はもちろん家族との面会も制限される。家族との接見によって出稼ぎ希望者が渡航の意思を翻しかねないからである。とくに既婚女性は、妊娠のリスクを回避するために帰省が禁じられる¹⁴⁾。

訓練所では、渡航先の法律および緊急時の連絡先などの情報を与えられない。香港は既述のように外国人家事労働者を労働法の保護対象としているため、雇用主からの暴力などはもちろん賃金の減額や不払いそして長時間労働などの雇用主の不当な行為について訴訟手段を用いることが認められている。しかしながら、訓練所の指導は、既述の従順なインドネシア人女性という香港仲介業者の宣伝に合わせて、ただ雇用主の指示に素直に応じるように言い含めるのみで、渡航先の法律についてはおこなわれない。

(4) 香港での就労

香港での就労において、もっとも外国人家事労働者の権利が侵害される事項が、賃金の減額と休日日数の短縮、それに長時間労働である。

香港で働くインドネシア人女性家事労働者1,017人へのアンケートから、およそ7割の女性たちは、就労前に賃金、休日、渡航費用などの説明を受けていた。しかしながら、その情報は、最低賃金の金額や休日の日数について法律に反するものが多かった。彼女たちは、香港ですでに何年か働いているインドネシア人女性と交流することで、香港の外国人家事労働者に関する法律の知識などを得ていった。

香港の法律では、1週間に1日(24時間)の休日の取得が規定されている。しかし、1,017人の回答者の半数は2週間に1日しか休日を取らず、4割は1週間に1日、1割は月に1日であった。その上、回答者の大多数は半日(およそ12時間)の休日であった。週に一度の休日に働いた場合の補てんに関して、休日手当の支払いがあったものとなかったものはほぼ同数であった。休日の過ごし方については、雇用主からの干渉は受けなかったと答えている。また、仕事に支障をきたさない限りは就労時間内の電話が許される場合が多い。

労働時間について、回答者の平均はおおよそ朝6時から夜9時までであった。しかし、中には深夜2時まで労働したものもいた。

雇用主から提供される食事と寝室については、概ね受容できる範囲であるとの回答が多かった。香港の法律は、香港の住宅事情に鑑みて個室の提供を義務付けず、十分プライバシーを保てる空間の確保という規定にとどめているため、家事労働者は居間の一角や子ども部屋で寝起きするものが多い。

雇用主との意思疎通については、多くのものが広東語での会話に困難を感じている。また、彼女たちの多くは、雇用主、雇用主の両親あるいは子供たちから強い口調で叱責された経験をもつ。

14) Lindquist[2010]によると、ピルを服用することで既婚女性は帰省が許可されたとのことである。

女性家事労働者は、イスラム教徒であっても1日5回の礼拝すべてをおこなえる環境にない。また、白色が中国では死を象徴するため、雇用主から白色のペールをまとった礼拝に難色を示される。豚肉などの禁忌に関しては、調理を命じられるものの食事には別のものを提供される。

賃金に関して、1,017人の回答者のうちのおよそ4割が法定最低賃金以下だった。法定最低賃金以下の労働者も、法定最低賃金額が記載された賃金受取証への署名を要求された。はなはだしい場合は、到着してすぐ向こう2年分の賃金受取証の署名を求められたものもいた。

インドネシア人女性家事労働者は、フィリピン人女性よりも賃金減額の被害にあいやすいという。その原因は、香港の外国人女性家事労働者市場に遅れて登場したインドネシア人女性は、仲介業者によって従順さと低賃金が売り文句とされたことにもあるが、インドネシア人女性の大多数は、渡航に関わる費用すべてを仲介企業から前借りするため、就労後の賃金が仲介企業への借金返済に充てられるからである。フィリピン人女性の多くは、渡航費用を親戚・知人からの借金で調達するので仲介企業と債務関係になることが少ない¹⁵⁾。インドネシア人女性が仲介企業に返済する方法はさまざまであるが、雇用主が賃金から返済分を差し引くやり方も多く採られている。賃金からの借金の天引きが賃金の不正な減額支給へと悪用される。

インドネシア人女性は、雇用契約の更新においても仲介業者に多額の手数料を支払う¹⁶⁾。なぜなら、インドネシア政府から煩雑な書類の提出を義務付けられているので、独自に更新手続

きをおこなうことが困難なためである。また、政府による契約更新時の一時帰国の奨励もまた出稼ぎ労働者の負担を重くする。香港の法律は、更新手数料の上限を家事労働者の初回賃金の1割に規定しているが、回答者のおよそ4割が5,000～2万1,000香港ドル(初回賃金のおよそ1.5～6.4倍)もの更新手数料を支払ったと述べた。

1,017人のインタビューでは、7割近くの回答者が4年以上の香港での就労を希望した。彼女たちにとって香港が概ね働きやすい場所であるとともに、長期化によって渡航諸費用の回収と就労の改善が見込めるからである。

(5) 就労条件の改善

AMCは、2006年に香港で働くインドネシア人女性家事労働者2,097人にたいしてインタビュー調査を再度実施し、長期就労による就労条件の改善を調査した。このうちの1,728人を雇用契約1回目の新規労働者と雇用契約2回目以上の長期労働者に分け、その割合はおよそ6:4であった。これをもとに1回目の雇用契約での就労と2回目以上の就労環境の比較をおこなった。

賃金については、1回目の労働者のおよそ40%が最低賃金以下で雇用されているが、2回目以上の労働者で最低賃金以下のものは6%であった。1週間に一度の休日に関しては、1回目と2回目以上の労働者との間に大きな違いはなかった。ただし、年12日の香港の祝日については、2回目以上の労働者に休日を取得し、さらに暦通り祝日に休日を取得している労働者が多い。イスラムの断食後大祭についても、2回目以上の労働者の方が休みを取得できている。また、雇用契約が2回以上の労働者に限って1回目よりも良くなった点を尋ねた質問では、およそ7割が経済的に良くなったと答え、およそ6割が体力的に楽になったと答え、また同じく6割が社会的に信頼が増したと答えた。家事労働者は、香港での就労経験を積むことでより良い労働条件を獲得している。

15) Constable[2007]参照。注8で述べた学歴の高さと併せて、フィリピン人女性家事労働者は必ずしも貧困層出身者ではないと言われる。

16) この点でも、フィリピン人女性家事労働者の場合は、更新手続きが簡便で、多くの女性が独自に更新手続きをおこなうのとは対照的である(Constable[2007])。

以上の AMC の調査から、2002 年の労働移住省大臣命令と 2004 年の海外出稼ぎ労働者の派遣・保護法が出稼ぎ労働者の渡航ルートからの募集人の締め出しを定めた以降も、実際には大部分の女性家事労働者が募集人を介して海外出稼ぎの就労情報および渡航機会を得ていることが明らかとなった。

インドネシア人女性家事労働者は、仲介企業からの渡航関連費用の前借りによって香港でも賃金の搾取と悪条件での就労を強いられている。インドネシア政府は 2004 年の法律で募集・派遣ネットワークの制度化に乗り出しはしたが、既述のように実質的に労働者保護を規定する条項がないことが示すように、派遣ネットワークの制度化によって海外出稼ぎ労働者から多額の渡航費用を徴収することを正当化したに過ぎない。さらに、インドネシアの法律の規定

は、出稼ぎ労働者による渡航費負担の上限や雇用契約更新時の手続きなどの点で香港の外国人家事労働者の保護規定に反する部分が多く、自国の出稼ぎ家事労働者の負担を増す結果となっている¹⁷⁾。

2. 筆者の調査から

筆者は、2013 年 2 月に香港で働く女性家事労働者 20 人に聞き取り調査をおこなった。本項では、香港で働くインドネシア人女性家事労働者の特性を見たうえで、家事労働者の経験から明らかになった募集人による労働者調達システムの問題点、制度が女性家事労働者に与える影響そして家事労働者の対応を検討する。

(1) 香港で働くインドネシア人女性家事労働者の特性

表 2 は、インタビューをおこなった 20 人の

表 2 インタビュー回答者 20 人の概略 (2012 年 2 月現在)

	年齢	学歴	出身地	婚姻	インドネシアでの職歴	当該渡航以前の 海外出稼ぎ歴	滞在歴 (年数)	契約 (回数)	雇用主 (人数)	主要な仕事内容
1	31	中学校	東ジャワ	離婚	国内家事使用人の募集人	なし	7	4	2	老人介護
2	45	小学校	中ジャワ	既婚	農業	なし	9	5	3	料理と掃除
3	54	小学校	東ジャワ	既婚	養鶏	なし	11	6	3	老人介護
4	36	高校	東ジャワ	既婚	結婚前に工場	なし	11	6	3	老人介護
5	23	高校	東ジャワ	未婚	なし	なし	1	1	1	障がい者介護
6	22	高校	東ジャワ	未婚	なし	なし	6	3	3	レストラン
7	24	中学校	中ジャワ	未婚	家事労働者	なし	5	3	2	老人介護
8	33	高校	東ジャワ	離婚	なし	アラブ	4	2	1	ベビーシッター
9	30	高校	ランブン	離婚	なし	シンガポール	6	3	2	子どもの世話
10	25	中学校	西ジャワ	未婚	なし	マレーシア、シンガポール	5	3	1	ベビーシッター
11	23	高校	中ジャワ	未婚	スーパーマーケット	アラブ	3	2	2	ベビーシッター
12	40	高校	東ジャワ	既婚	化粧品販売	香港	11	6	3	ベビーシッター
13	28	高校	中ジャワ	既婚	スーパーマーケット	シンガポール	4	2	2	子どもの世話
14	35	中学校	東ジャワ	既婚	ベビーシッター	台湾	4	2	2	老人介護
15	44	高校	東ジャワ	既婚	ベビーシッター	香港	3	2	1	ベビーシッター
16	40	大学	東ジャワ	既婚	なし	シンガポール	9	5	2	ベビーシッター
17	30	中学校	東ジャワ	既婚	なし	マレーシア、台湾	4	2	3	ベビーシッター
18	33	小学校	西ジャワ	既婚	なし	シンガポール、台湾	4	2	2	ベビーシッター
19	40	中学校	東ジャワ	既婚	ベビーシッター	台湾	10	5	1	ベビーシッター
20	30	中学校	中ジャワ	既婚	なし	シンガポール	2	1	1	ベビーシッター

(出所) 筆者による 2012 年 2 月のインタビュー調査から。

17) AMC[2005] 参照。

女性たちの概要を示す。20人の女性たちの年齢は、20歳代が6人、30歳代が8人、40歳以上が6人であり、最年少者は22歳、最年長者は54歳であった。出身地は東ジャワ州12人、中ジャワ州5人、西ジャワ州2人、スマトラ島ランブン州1人で、全員が農村出身であった。20人の家事労働者のうち13人は、当該就労以前に香港を含む海外出稼ぎ労働の経験をもつ。20人の女性たちが初めて海外出稼ぎをおこなった年齢は、10代6人、20歳から24歳6人、25歳から29歳5人、30歳以上3人であった。未婚者は5人、離婚・死別を含む結婚経験者は15人だった。最初に海外出稼ぎをおこなった時点で未婚だったものは11人おり、その中の6人は契約終了後の帰国時に結婚(あるいは結婚と出産)をし、再び海外出稼ぎをおこなっている。20人の学歴は、小学校卒業者3人、中学校卒業者7人、高校卒業者9人、大学卒業者1人であった。

賃金は、雇用主との契約書作成時期によって異なるが、2012年9月2日以前に契約書を交わしたものは3,740香港ドル、以後に交わしたものは3,920香港ドルであった。インタビュー時点では、全員が渡航関連費用の返済を済ませていたため、香港の外国人家事労働者に適用される最低賃金が支払われていた。20人全員が、募集人の紹介により仲介企業から派遣されており、働き始めからの6ヵ月間の賃金のほぼ全額が渡航に係る諸費用返済に充てられた。また、香港で働くのが初めてのものは、語学や香港の家事労働の知識を持たないとの理由で就労開始から半年間ほど賃金が減額された。

香港での就労年数が3年以上のものは18人にのぼり、就労期間の平均はおよそ6年である。香港での契約回数と雇用主の数は比例しておらず、3回以上雇用契約を結んでいるものは、同一の雇用主のもとでの就労が長い傾向にある。彼女たちは同一の雇用主のもとで雇用契約を更新し香港での就労を長期間にわたって継続している。10代あるいは20代前半から海外

出稼ぎ家事労働者として働くものの中には、毎2年の契約更新時に出身農村に戻って結婚あるいは結婚と出産を経験し、再び海外出稼ぎ家事労働者として働くスタイルが見られた。

インタビューをおこなった女性たちのうち、インドネシア国内で職歴をもつものは11人で、そのうち家事労働者として働いた経験をもつものはベビーシッターを含め4人のみであった。20人のうち半数を占める高校卒業あるいはそれ以上の学歴を有するものは、その学歴に見合う就業機会に恵まれず、実家の手伝い(5人)、通勤可能な近隣都市での販売員(3人)、工場労働者(1人)、そしてベビーシッター(1人)としての就労経験を有するのみである。

20人の回答者は、香港での労働組合活動に参加していなかったが、彼女たちは公園でのコーラン勉強会や休日ごとの公園やインドネシア雑貨店での会合などを通して家事労働者の賃金や条件の良い契約更新に関する情報を収集していた。また、聞き取りをおこなった女性はほぼ全員がスマートフォンを所持しており、女性たちはソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用して情報収集と仲間との交流をおこなっていた。

(2)あるインドネシア人女性家事労働者の経験1

シティ(仮名)は、2006年8月に25歳のときに香港に入国した(表2の1番)。東ジャワ州ガウィ県出身で、両親は農家であるが、自給にも窮するほどであった。彼女は、中学校卒業後に家族の手伝いをしながら暮らし、20歳で隣村出身者と結婚をした。家事労働者として働くことはなかったが、親戚に国内向け家事使用人の仲介業者がいたため、国内の女性家事使用人の募集人として働いた。彼女の結婚生活はおおよそ3年で破たんした。

離婚から1年経過した24歳のときに知人から香港での就労を持ち掛けられ、その知人が紹介する募集人を通じてスラバヤ市の仲介企業を訪れた。募集人は、ガウィ県から車で1時間程

度の距離にあるマディウン県の住民であった。彼女は、仲介企業に登録する際に募集人から50万ルピアを受け取った。渡航先を香港と決めていたため、香港の雇用主が決まるまでの6ヵ月間訓練所で広東語の研修を受けた。

4年間2回の雇用契約を結ぶ条件で、2006年8月に香港に入国した。2006年の香港の外国人家事労働者の法定最低賃金は3,320香港ドルであるが、彼女が広東語をうまく話せないことと香港での家事労働に習熟していないという理由で月額2,800香港ドルに減額された。彼女は、仲介企業から渡航にかかる諸費用を借金していたため、2,800香港ドルの賃金から毎月2,600香港ドルを返済に充てた。香港で働き始めた当初、広東語でのコミュニケーションがうまく出来ず、雇用主の要求に応じることができなかったため頻繁に叱責されたという。借金の返済すら終わらぬうちに職を失ってしまうのではないかと恐れたと述懐する。

彼女は、2年間の雇用契約終了後に雇用主を変更した。雇用主の要求する労働が過酷だったためである。インドネシアに帰国せず、香港の仲介事務所に寝泊まりして新しい雇用主との契約手続きをおこなった。新たな雇用主の仲介と契約手続きには、初回賃金のおよそ56%にあたる2,000香港ドルを支払った。2人目の雇用主は、最初から当時の法定最低賃金3,580香港ドルを支払った。そこでは、おもに雇用主の年老いた両親の介助と調理・掃除・洗濯等の家事全般を担った。2年後も同雇用主と雇用契約を結び、さらにその2年後も同雇用主と雇用契約を結んだ。ただし、3度目の契約の際には、すぐには再契約に応じず、ボーナスなどの上乗せ交渉をおこなったという。雇用主は、彼女の6年間に渡る就労への謝礼として契約終了時にボーナスを支給することを約束した。

彼女の香港での賃金の多くは、病気がちの故郷の両親の治療費に消えた。両親が代わる代わる入退院を繰り返したため、入院費用が膨大になった。故郷には兄と姉がおり彼女自身は末子

であるが、両親の生活費および治療費はすでに結婚し別世帯を構えている兄・姉ではなく、末子の彼女の負担となった。

彼女の休日は、共働きの雇用主夫婦のどちらかが休みを取得して在宅する日である。休日取得日の予定は立てられるものの、直前に日程が変更されることが多い。香港の法律では休日を1週間に1日24時間と規定しているが、彼女の休日は朝9時から夜9時までのおよそ12時間である。彼女は、なじみのインドネシア雑貨店に出向き、同じく家事労働者として働く友人とのおしゃべりや食事で過ごす。

彼女は、多くの香港で働く外国人家事労働者と同様にスマートフォンを所有している。そして、インドネシア語で配信されるニュースを読み、SNSを通じて香港や故郷の友達と頻繁に連絡を取り合っている。そのため、香港で働くインドネシア人女性家事労働者が被害者となる賃金の不払いや虐待などの諸問題について多くの情報を得ていた。また、SNSを通じて出身村男性と交流を深め、当該雇用契約終了時に帰国して結婚するという。さらに、帰国後の仕事として、すでにジャカルタの仲介企業での広東語講師の職や募集人として活動することの引き合いを受けている。

シティの経験から、募集人が海外出稼ぎ希望者を見つけるにあたってさらに下請けの募集人を擁していることがわかった（前掲図3参照）。また、Anggraeni[2006]が指摘したような出稼ぎ希望者から募集人への謝礼の支払いはおこなわれず、それとは反対に募集人から出稼ぎ希望者に金銭が支払われることがわかった（同図参照）。シティによると、募集人は一人の出稼ぎ希望者の紹介で仲介企業から400万～600万ルピアもの報酬を得るという。そのため、募集人は下請けの募集人さらには出稼ぎ希望者本人へ金銭を支払ってでも出稼ぎ希望者の掘り出しを図る。

2004年の法律は海外出稼ぎの渡航ルートか

らの募集人の排除を企図するが、シティの例が示すように海外出稼ぎ希望者の仲介によって農村内に募集人、下請け募集人、さらには海外出稼ぎ希望者自身も報酬を受ける調達システムが確立しているならば、このシステムの排除は難しい。海外出稼ぎ労働者は、渡航後の賃金から自らが受け取った金銭を含む多額の渡航費用を返済しなければならないのであるが、シティはそれを海外出稼ぎのための必要経費として割り切っている。そして、多額の初期費用を回収するため、海外出稼ぎの期間は長期となる。

インドネシア人女性は、フィリピン人女性と比べて雇用主からの賃金の不当な減額という被害にあいやすい(Constable[2007])。シティは、最低賃金に関する香港の法律に関して知識を持たずに就労を開始したため、わずかに月々の借金返済額を上回る賃金しか支給されなかった。しかし、膨大な借金を背負う彼女はそれを受け入れる以外に選択肢はなかった。インドネシア人女性が香港で直面する雇用主による賃金の不当な減額は、労働者募集と派遣のシステムに原因がある。それにも拘わらず、その被害にあったシティ自身が帰国後の職業として募集人を検討していることから、農村における募集慣行の根深さを窺い知ることができる。

(3)あるインドネシア人女性家事労働者の経験2

ユリア(仮名)は、2007年6月から香港で働きはじめた(表2の6番)。東ジャワ州ブリタール県の出身である。家族は、農家の父母と市場で働く兄との計4人である。彼女は、地元の高校卒業後すぐの17歳で香港への渡航を決意し、訓練所に入所した。渡航前に5ヵ月間の広東語などの訓練を受け、実習として1ヵ月間スラバヤ市で家事労働者として就労した。この1ヵ月間の家事労働の際に支給された賃金16万ルピアは、当時としても格安であった。法律により海外出稼ぎ労働者の最低渡航年齢は18歳、雇用主が個人の場合は21歳以上と定められていたため、仲介企業から年齢を24歳とする偽造パスポートを渡された。

香港の最初の雇用主のもとでは2人の子供の世話と料理・掃除・洗濯などの家事労働に従事した。1年目の賃金は1ヵ月あたり1,800香港ドル、2年目に3,320香港ドルに上昇したものの、1年目はもちろん2年目の賃金も当時の最低賃金3,400香港ドルを下回っている。彼女もまた、就労開始から6ヵ月間に渡って賃金的全額を渡航のための諸費用の返済に充てた。

2年後の更新時に雇用主をかえて香港での就業を継続した。二人目の雇用主のもとでは、1人の子どもの世話と料理・掃除・洗濯といった家事労働に従事した。1ヵ月あたりの賃金は、3,480香港ドルであった。2008年7月以降に交わされた雇用契約では賃金を3,580香港ドル以上に設定しなければならないが、彼女は改定前の賃金を支給された。2年後にふたたび雇用主をかえて香港での労働を続けた。三人目の雇用主のもとでは、高齢者の介護と料理・掃除・洗濯に従事した。1ヵ月あたりの賃金は、前雇用主と同額の3,480香港ドルであった。当時の法定の最低賃金は3,740香港ドルであったため、ここでも最低賃金を下回って支給された。三人目の雇用主のもとで働き始めてから1ヵ月後の2011年7月、彼女はパスポートとわずかな身の回り品だけを持って雇用主のもとから脱走した。

脱走後は、同じ時期にやはり雇用主のもとから脱走したインドネシア人の友人とともに部屋を借り、その友人と一緒にレストランで皿洗いをして生活費を稼いだ。1ヵ月の給料は1万香港ドルで、家賃月額2,300香港ドルを友人と折半で支払っても、家事労働よりも多くの金額が手元に残る。食事は、ほとんどをレストランの賄いによって済ませた。彼女は、2011年7月から2013年8月の帰国までのおよそ2年間で三度職場をかえた。不法就労の通報を恐れていたことであった。

2013年の断食明け大祭の日には彼女は警察に出頭した。出頭から1週間警察署に留置され裁判を受けた。裁判の結果、1ヵ月間の刑務所収

容と香港出国日から6ヵ月間の香港再入国の禁止を言い渡された。インドネシアに帰国したあと、香港滞在中からSNSを介して親交を深めていた男性と2014年に結婚した。また、彼女は出身地の農村において募集人として香港で働くことを希望する女性を仲介企業に紹介している。

ユリアの経験は、インドネシアの募集・派遣ネットワークにおけるパスポート偽造の慣行を具体的に示すものである。彼女は、雇用主を三度かえて家事労働者として働いたが、いずれの雇用主からも当時の法定最低賃金を下回る金額の賃金しか支給されなかった。彼女の不当な賃金減額被害と年齢詐称による就労は無関係ではないであろう。送り出し国の募集・派遣のシステムでの不法行為が、受け入れ国での不法行為を招き、ついにユリアは二国間の派遣ネットワークから外れて不法就労をすることとなったと考えられる。彼女は、自らの意志で不法就労を2年間で終了させたが、香港ではインドネシア人の長期の不法滞在が問題となっている¹⁸⁾。

まとめにかえて

小論では、現在の募集・渡航ネットワークの歴史的形成過程と内在する問題点を指摘し、香港で働いているインドネシア人女性家事労働者の調査から募集・渡航ネットワークがいかに彼女たちの就労に影響を与えているかを考察した。

多くのインドネシア人海外出稼ぎ女性家事労働者は、出身地の農村での情報の欠如から、募集人を介した海外出稼ぎの募集・渡航ネットワークを利用して海外での就労を実現させてい

る。現在の海外出稼ぎの募集・渡航ネットワークは、政府が制度化に乗り出す前に農村において慣行化したインフォーマルな海外渡航ネットワークと共通点が多い。それらの共通点としては、第一に農村での情報の少なさが募集人に活動の余地を与えること、第二に農村での出稼ぎ労働者の調達にあたって下請け募集人を活用することで募集システムからの利益享受者を増やすこと、第三に渡航費用を調達できない出稼ぎ希望者にたいして金銭を貸し付けることで出稼ぎの就労期間を通して貸し付けた金銭を回収すること、第四にそのため出稼ぎ労働者は不利な条件下にあっても就労を中断することが容易にはできないことなどを挙げることができる。

現在の海外出稼ぎ労働者の募集・渡航ネットワークに残る募集慣行が、香港で働くインドネシア人女性家事労働者を他国の労働者に比べて低賃金で悪条件のもとでの就労を強いる要因となっている。

こうした募集・渡航ネットワークによって送り出された女性家事労働者たちは、香港での就労を長期化させることで初期の渡航に係る費用を回収しようとしている。そして、インドネシア国内では知りえなかった最低賃金や労働条件などの情報を香港において仲間と情報を交換することによって、また、就労で得たお金でスマートフォンなどの情報機器を購入し操作することによって獲得している。さらに、渡航先で他国のとくに労働組合運動が盛んなフィリピン人女性家事労働者と交流を持つことで、労働者の権利についての考えと自国政府の政策に対する批判的意見を強くする可能性がある¹⁹⁾。

家事労働という職業は、インフォーマルかつ不熟練労働の典型のように考えられ、またインドネシアの統計においてもそのように分類される。しかしながら、女性家事労働者は、海外出稼ぎによって経験と語学を身に付け、情報へのアクセスによって自分たちのネットワーク形成

18) 香港の移住労働者のための婚外子の法的救済などを支援する団体であるPathFindersによると、インドネシア人の女性家事労働者の婚外子問題と不法滞在の問題は年々増えているという(SUARA, 2012年3月9日)。

19) Constable[2007]および平野[2013]参照。

が可能になる。女性たちが新たな力を持つことによって、これまでの出稼ぎ労働者に重い負担を課す労働者の募集と派遣システムを内側から変える存在となることを期待したい。

今後は、インドネシアの農村において海外出稼ぎ経験者の調査をおこない、彼女たちが海外渡航ネットワークにどのように関わっているのかを明らかにしたい。

参考文献

- 安里和晃[2006],「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」『異文化コミュニケーション研究』18号, 神田外語大学。
- 平野恵子[2013],「湾岸諸国におけるインドネシア家事労働者「問題」とネットワークの可能性」『白山人類学』16号。
- 宮本謙介[2000],「国際労働力移動の歴史的位相－サウジアラビア・マレーシア・シンガポールで就労するインドネシア人」『経済学研究』第50巻第2号。
- 横本真千子[2013],「インドネシアの女性家事使用人－バンドン市における仲介業者の調査によせて－」『経済学研究』(北海道大学経済学研究科)第62巻第3号。
- Anggraeni, D.[2006], *Dreamseekers : Indonesian Women as Domestic Workers in Asia*, Jakarta, PT Equinox Publishing Indonesia, 2006.
- Asian Migrant Center [2001], *Baseline Research on Racial and Gender Discrimination towards Filipino, Indonesian and Thai Domestic Helpers in Hong Kong*, Hong Kong, AMC, 2001.
- [2005], *Underpayment*, Hong Kong, AMC, 2005.
- [2007], *Underpayment 2: The Continuing Systematic Extortion of Indonesian Migrant Workers in Hong Kong*, Hong Kong, AMC, 2007.
- BNP2TKI[2012], *Penempatan Berdasarkan Jenis Kelamin (2006 - 2012)*, <<http://www.bnp2tki.go.id/statistic-penempatan/6758-penempatan-berdasarkan-jenis-kelamin-2006-2012.html>>.
- Census and Statistics Department[2012], *Women and Men in Hong Kong Key Statistics 2012*, <<http://www.censtatd.gov.hk>>.
- Constable, Nicole.[2007], *Maid to order in Hong Kong*, New York, Cornell University Press, 2007.
- Lindquist, Johan.[2010], “Labour Recruitment, Circuits of Capital and Gendered Mobility: Reconceptualizing the Indonesian Migration Industry”, *Pacific Affairs*, 83-1 (2010), pp. 115-132.
- Massey, Douglas S. et al. (eds.) [1998], *Worlds in Motion: Understanding International Migration at the End of the Millennium*, Oxford, Clarendon Press, 1998.
- Mok, Ronald.[2008], “Foreign Domestic Helpers in Hong Kong: Towards Equality of Rights”, *Queensland Law Student Review*, 1-2 (2008), pp.101-116.
- Rekapitulasi daftar nama Pelaksana Penempatan Tenaga Kerja Indonesia Swasta (PPTKIS) tahun 2010, <<http://www.depnaakertrans.go.id/uploads/doc/daftar-pptkis.pdf>>.
- Spaan, E. [1994], “Taikongs and Calos: The Role of Middlemen and Brokers in Javanese International Migration”, *International Migration Review*, 28-1 (1994), pp. 93-113.
- SUARA[2012], “Overstay 6 tahun, BMI punya anak 2”, Article, March 9, 2012.
- TEMPO[2012], “Bandung Kekurangan Pembantu Cadangan,” Remarks, August 16. August 17, 2012 <<http://www.tempo.co/read/news/2012/08/16/151423890/Bandung-Kekurangan-Pembantu-Cadangan>>.